

第10回 矢作川流域委員会 議事概要(案)

矢作川流域委員会事務局

期日：平成20年10月14日(木)14時00分～17時30分

場所：スカイホール豊田(豊田市総合体育館)

1. 開会挨拶(豊橋河川事務所長)

2. 議事

(1) 「平成20年8月末豪雨」について

平成20年8月末豪雨による影響と対応について説明し、委員から出た意見は次のとおり。

1) 伊賀川、乙川の破堤地点を地図上に示すこと。

(2) 第9回流域委員会及び補足説明会 議事概要(案)について

第9回流域委員会の議事概要と第9回流域委員会補足説明会の議事概要について説明し、確認された。

(3) これまでの経緯と今後の進め方について

これまでの経緯と今後の進め方について説明し、確認された。

(4) 行政連絡会、住民懇談会の開催報告について

平成20年7月に実施した行政連絡会と住民懇談会の開催報告を行った。委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

1) 行政連絡会はそれぞれの市町村や県で行っているが、住民懇談会は上流域では実施していない。平谷村や根羽村の意見も聞いて頂きたい。

・意見を参考にした上で、整備計画を作るに当たって話をお聞きするような場を設けていきたい。

2) 流域圏にかかわる意見が出ているが、その場所の管理をされている県の河川管理者と一緒に整備計画に反映して欲しい。

3) 「上流県管理河川においても河川整備計画が同様な治水安全度となるよう、上下流の河川管理者で目標流量を調整して頂きたい」という意見が出たとのことだが、そういった管理

の違いがもたらしている問題についても、回答をするか、できなければ内部で議論することが重要。

(5) 矢作川水系河川整備計画たたき台（骨子）について

第9回で説明した矢作川水系河川整備計画たたき台（骨子）について流域圏一体化に関する考え方を新たに追加して説明した。審議の中で委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

- 1) 木曾川の水と矢作川の水が行き来している中で「流域圏」という言葉は地域としての西三河という概念とどのように整理していくのか。
- 2) 矢作川の水が配分されているところを全て含んだ概念か。他の水系から水が入っているところとだぶるのではないか。
 - ・ 矢作川流域と主に矢作川から水をとっている地域である西三河地域を対象として考えている。
- 3) 河川管理者が複数あつては、維持管理や危機管理について考え方の統一が出来ないのではないか。

(6) 規約の改正について

規約の改正案について説明した。審議の中で委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

- 1) 事務局は、流域委員会を円滑に開催するための最大限の努力をしたか。委員会の日程調整として選択できる日数が非常に少ない。会場についても委員の利便性も考慮し、開催場所も考えて欲しい。また、委員会の運営では、事務局の説明が非常に長い。事前に資料を配付して、当日は質疑応答程度にして委員からいろいろ意見を述べてもらうのが本来進め方だと思う。そういう努力を全て行った後に規約を改正するのなら構わない。万が一委員の過半数を定足数とするのであれば、行政から出られる委員の代理を認めるのはおかしいのではないか。安易な規約改正については反対。
 - ・ 第9回の流域委員会でも出席者が定足数ぎりぎりであった。さらに、8月の開催では、定足数に満たなかったという経緯があり、定足数に足りず補足説明会となった8月の会議では実りある議論ができたことも踏まえ、議論を着実に進めたいということを考えて上での提案であることをご理解頂きたい。日程調整についても各委員のご都合を合わせにくくなっており、3分の2という定足数が守りづらい状況である。
- 2) 反対される意見もわかるし、理想的な運営の方法だともわかるが、遠方から来たにもかか

- ならず、定足数に満たない結果に終わることは残念に思う。規約改正については賛成する。
- 3) 改正するなら、その前に正式な委員会ではなくて良いので、一度委員の皆さんに意見を出してもらえばどうか。今回、事前送付としていきなり規約の改正があり、これからの委員会の運営そのものを左右していく規約についていきなり 15 分や 20 分で決めようとするのは無理だと思う。そういう運営の仕方であれば、今後流域委員会に協力できない。
 - 4) 開催場所を変更するというのとは一つの考え方ではあるが、一方で河川はその地域に非常に関心の高い人もあるということもあり、委員の都合だけで開催場所を決めることには問題があるのではないか。
 - 5) 2 人委員が途中退席され、規約改正の定足数を満足しないため、今回の規約改正は見送る。大事な会議であるので、ぜひスケジュールは確保頂くようお願いしたいし、事務局も最大の努力をしてもらいたい。
 - 6) 澤田委員の後任については、承認。

(7) 矢作川水系河川整備計画（素案）について

矢作川水系河川整備計画素案について説明した。審議の中で委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

- 1) 素案の中で 5 点意見がある。1 点目は河川環境の沿革について、矢作川研究所が豊かな河川環境の保全・創出を目的とした活動を行っていることを記述に追加して欲しい。2 点目は、水位低下対策について鵜の首の開削が大規模な事業となっているので個別名称として鵜の首狭窄部の開削についての記述を加えて欲しい。3 点目は堤防強化対策について、明治用水頭首工左岸の室町について具体的な対策が記述していないので記述して欲しい。4 点目は、人と河川との豊かなふれあいの増進について豊田市の施工箇所に誤りがあるので追加変更をお願いしたい。5 点目は地域と連携した取り組みについて、河川利用・水面利用の観点から、明治用水頭首工上流の湛水域で水上バイクをはじめとして騒音などの様々な問題が生じているので区間を限定して、「特定の禁止などについて検討する」等の文言を追加できないか検討してほしい。
- 2) 附図について、たたき台の骨子に作られているような典型的な場所の横断図を附図に入れられるのかどうかと言うことと、たたき台で流域圏の課題とかそれへの対応といったものが非常に良くまとめられているが、これが素案のどの場所になっているかということを追加して欲しい。
- 3) 前回までに示された骨子と順序などが変更されている項目があり、重み付けが変わったのかという印象を受ける。

- 4) 河川環境について漁協が果たしてきた役割について記述を追加すべき。
- 5) 利水に関する記述で、名古屋南部臨海工業地帯の給水時期は矢作ダムの水を利用している愛知用水工業用水道とは別のものではないか。流域圏からの視点としては利水安全度の低下が挙げられているが、本文からはこの課題が抜けている。重要な課題だろうと思うので書き込んで頂きたい。さらに言えば、水利権と実取水量の乖離やため池の保全はここで書き込まなければならない課題なのか。流域圏の課題としては県の管理する中小河川の正常流量の確保が一番の課題ではないかと思う。直接整備計画（素案）には反映されないかもしれないが、流域圏という概念で地域の方々と取り組むのであれば重要な課題だろうと思うので骨子で触れておくべきではないか。
 - ・発電利水者からの協力やため池が近年少なくなっていることを踏まえて地域全体の問題として取り組むように記載したつもりではあったが、まだ不十分だというご意見を踏まえて次回提案させて頂きたい。
- 6) 山奥の根羽村でも汚水を川に流さないという気持ちで浄化槽を設置して水質浄化に取り組んでいるので河川環境の沿革の部分では、流域の町村の状況についても、もう少し記載して欲しい。
- 7) 素案について、どのように意見を出せば良いのか、具体的に示して欲しい。

以 上